

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書
(西条市文化協会)

西条市監査委員

目 次

令和 7 年度財政援助団体等監査の結果について	1
第 1 監査の対象	2
第 2 監査の期間	2
第 3 監査の着眼点	2
第 4 監査の実施内容	2
第 5 監査の結果	2
1 西条市文化協会に対する補助金について	3

西監第131号
令和7年11月20日

西条市長 高橋 敏明 様
西条市議会 議長 川又 由美恵 様
西条市教育委員会 教育長 青野 信樹 様

西条市監査委員 日野 徳久
西条市監査委員 徳増 竜伍
西条市監査委員 高橋 保

令和7年度財政援助団体等監査の結果報告の提出について

地方自治法第199条第7項及び西条市監査基準第2条第1項第3号の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、地方自治法第199条第9項並びに西条市監査基準第14条第1項及び第17条の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

令和7年度財政援助団体等監査結果

第1 監査の対象

令和6年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体に対する補助金について監査を実施した。

監査対象団体	補助金の名称	所管部署
西条市文化協会	西条市文化協会活動費補助金	教育委員会事務部局 社会教育課

第2 監査の期間

令和7年9月5日から令和7年10月27日まで

第3 監査の着眼点

- (1) 補助対象や金額の算定基準は要綱等により明確になっているか。
- (2) 実績報告書のほか、帳簿、領収書、通帳等により履行確認が行われているか。
- (3) 補助金の使途は適切か。
- (4) 出納関係帳票や領収書等の証拠書類の整備は適正に行われているか。
- (5) 補助金で購入した物品等の管理は適正か。

第4 監査の実施内容

団体及び所管部署から関係書類等の提出を求め、関係諸帳簿等を調査・照合し、必要に応じて関係者へ聞き取りを行ったほか、出納関係帳票の整備の状況等について関係者に出席を求め、質疑応答による監査を実施した。

第5 監査の結果

関係書類の提出を受け、審査した結果おおむね適正に執行されていることを確認した一方で、改善又は検討を要する事項については、団体と所管部署に指導を行い、適正な事務の執行を求めた。

団体及び所管部署においては、指示、指導を行ったため本報告書への記述を省略した軽易な事項に關しても留意し、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

団体等の監査結果は次のとおりである。

1 西条市文化協会に対する補助金について

- (1) 補助金の名称 西条市文化協会活動費補助金
- (2) 補助金交付先 西条市文化協会
- (3) 補助金額 1, 080, 000円
- (4) 支出年月日及び金額 令和6年6月14日 1, 080, 000円
- (5) 支出根拠 西条市補助金等交付規則
西条市文化協会活動費補助金交付要綱
- (6) 西条市文化協会に関する指摘事項
ア 全般について
おおむね適正に執行されていることを確認した。引き続き適正且つ円滑な事務の執行に努められたい。
- (7) 教育委員会事務部局 社会教育課に関する指摘事項
ア 補助金交付事務について ((ア)は指摘事項、(イ)は(ア)に対する回答、(ウ)は監査委員の意見を表す。)
(ア) 各支部報告書について、地域文化協会4団体の決算報告は添付されているが、事業報告の添付はないが、必要ないのか。所管課において事業内容等の確認や通帳の確認は行っているのか。
(イ) 所管課で事業内容の確認や通帳の確認は行っている。
(ア) 収支決算書について、支出の部の決算額と事務局管理の文化協会会計綴を突合すると、消耗品費や役務費等、出納簿摘要欄に記載の費目との金額に齟齬があるものがあるが、決算書のチェックはどのように行っているのか。
(イ) 事務局管理の出納簿の摘要欄が費目ごとに記載できていない部分があり、役務費等の金額に齟齬があった。決算書のチェックは事務局職員複数人で行っているが、見落としがあった。
(ウ) 後日、補助金の返還等が生じることのないよう確認の徹底に努められたい。
(ア) 準公金の取扱について、西条文化協会特別会計ほか3件の準公金の取扱登録がある。協会の事務局としてやむを得ず所管課で管理しているようであるが、協会と協議しながら、取扱いの廃止に向けて取り組まれたい。
(イ) 現在取扱登録がある旧西条の西条文化協会分についても、今年度中の廃止に向け進めているところである。
(ウ) 関係職員の不適切処理による不祥事のリスクを回避するためにも、早期の廃止に向けて取り組まれたい。